

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会

第17回都市計画部会及び第11回新たな時代の都市マネジメント小委員会
合同会議

平成28年4月8日

【事務局】 それでは、お時間になりましたので、ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第17回都市計画部会及び第11回新たな時代の都市マネジメント小委員会合同会議を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、都市計画課長の宇野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の合同会議は、都市計画部会として、諮問事項「都市農業振興基本計画（案）について」に関する答申案につきまして、ご審議いただくこととしておりますので、最初に、新たな時代の都市マネジメント小委員会を開催し、その後、都市計画部会を開催する予定としております。

委員の異動につきまして、ご報告いたします。昨年12月27日付で委員の改選があり、家田委員が任期満了により退任され、同年12月28日付で、新たに石田委員が就任されました。

【石田委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 飯島委員、藤沢委員におかれましては本年2月に、樋口委員におかれましては4月に、再任されております。

なお、本日、都市計画部会の委員出席につきましては23名、新たな時代の都市マネジメント小委員会の委員出席につきましては15名でありまして、それぞれ定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日出席を予定しておりました栗田局長は、国会対応のため急遽欠席となったこともあわせてご報告申し上げます。

なお、金本委員におかれましては、所用により、少々おくれたの到着となる予定でございます。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。お手

元の配付資料一覧をごらんください。不足等ございましたらお申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

なお、カメラ撮りは冒頭のみに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、議事に進みたいと思います。

まず、新たな時代の都市マネジメント小委員会を開催させていただきます。

なお、ご発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただくようお願い申し上げます。

これからの議事進行は小委員長にお願いしたいと存じます。小委員長、よろしくお願いいたします。

【小委員長】 それでは、議事に移ります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、都市農業振興基本計画（案）に関する議事に移りたいと思います。

昨年12月15日に、国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して、「都市農業振興基本計画（案）について」の諮問をいただき、審議会会長より都市計画・歴史的風土分科会に付託され、分科会長より都市計画部会に、都市計画部会長より新たな時代の都市マネジメント小委員会に付託されております。また、農林水産省におきましても、食料・農業・農村政策審議会に諮問されていると伺っております。

本日は合同会議ですので、小委員会に所属されていない委員におかれましても、ご発言いただけましたらと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 都市計画課の井村と申します。よろしくお願いいたします。

都市農業振興基本計画（案）に関してでございますが、前回の小委員会、2月10日におきまして、この素案のご説明をさせていただきました。審議と並行いたしましてパブリックコメントを行いまして、今回は、パブリックコメントを踏まえた修正をご審議いただくことでございますけれども、今回、初めて参加される委員もおられますので、資料3-4に基づきまして、都市農業振興基本計画の全体の概要につきまして、簡単にご説明いたします。

まず、都市農業振興基本法でございますが、A3横の左の隅のほうにございますとおり、昨年4月にこの基本法というものが制定されまして、国において、この法律に基づく計画を策定するというものになっているものでございます。

この基本法の目的といたしまして、左に書いてございます状況の変化等を踏まえ、都市

農業を今後、安定的に継続し、また、都市農業が有する機能を適切に、かつ十分に発揮することで、良好な都市環境の形成を図るということを目的とした法律でございます。

真ん中の上のほうにございますとおり、都市農業が果たす多様な機能の発揮、農産物を供給する機能というのがベースでございますけれども、付随的に、防災ですとか良好な景観形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流の場、また、身近に農業に対する理解を醸成する、そういう副次的な多様な機能があるということを効果的に発揮していこうという趣旨の計画としてございます。

その下に、これまでの農業政策上、行ってきたところから、こういった点、都市農業について再評価を行い、また、都市政策上におきましても、コンパクトシティー化を進める中で、特に市街地の縁辺部等の土地利用のあり方として、緑・農の共生という中で、都市農地というものを緑地として位置づけていこうという評価を行ったところでございます。

この計画の大きな柱として、その下の緑色のところがございますとおり、大きく3つの方向性を打ち出しております。

1つは、担い手の確保でございます。

今後、都市農業が安定的に継続されていくためには、家族経営を主として経営されることを主としながらも、多様な方が都市農業に参画していく、そういった方向性を目指すべきであろうということでございます。1点目としましては、新規就農者も含みまして、営農の意欲を有する方が入ってこられるように。2点目としましては、食品関連事業者等、企業と一緒に都市農業を振興していくという点。また、近年、都市住民の農に触れ合いたいというニーズを踏まえまして、ビジネスを展開できる企業等の活躍もございました。また、「等」としている中では、現在、高齢者を中心に、都市の中で農に親しみたいという方もございまして、そういった方が補完的に農をサポートする、農に触れる、そういったことも期待されるであろうということでございます。

2点目の土地の確保につきましてでございます。

都市農地の位置づけ、これまで市街化区域の中で、原則として宅地化すべきという方向で都市がつくられてきて、補完的に生産緑地制度という制度もございましたが、今後の人口減少等を踏まえ、都市の中に農地を「あるべきもの」へと転換していこうというものでございます。そういった中で、先ほど申し上げましたコンパクトシティーに向けた取り組みと連携して、こういった施策を講じていくということを考えてございます。都市農地保全を、それぞれの地域に応じてマスタープラン等で位置づけ、土地利用計画制度のあり方

を検討していこうというものでございます。

3点目でございますが、農業施策の本格展開でございます。

これまで、市街化区域の中では、農業振興というのは主要な施策の対象となつてこなかったところでございますが、以上のように、保全すべきとされた都市農地につきましては、本格的な農業振興を講じていこうという方向で転換を打ち出しているものでございます。

以上の3つの方向性に基つきまして、講ずべき施策というものをこの文章で書いているところでございますが、右側に、講ずべき施策として記載している、そういう方向性を打ち出しているところでございます。

ポイントといたしまして、右上の水色のところでございますとおり、この施策の対象区域というのは市街化区域が中心になりますが、その縁辺部の調整区域も含めて捉えていこうということを出してございます。また、都市農地の置かれた状況は、地方によって状況がそれぞれ異なるということもございまして、地方公共団体が地域の实情に応じて、具体のエリアで施策を推進していくということを基本的な方向としてございます。

また、先ほど申し上げました担い手に関する、新たな方が入ってくる。そういった方を支援するため、また、事業計画等をちゃんとニュートラルに評価していくという公的な関与の仕組みを検討していこうというものでございます。そういう中で、貸借等を含め多様な方が入っていただきながら、都市農地を守っていくための制度的措置と、それが遊休化しないような、その両面で捉えていこうということでございます。

税制に関しましては、課税の公平性等に配慮しながら、都市農地を残すという政策的意義と規制とのバランスといったことをにらみながら、税制の措置を検討していくということを出しているところでございます。

以上の内容をもとにしました基本計画の素案を、パブリックコメントという形で公表いたしました。ご意見をいただいたところでございます。資料3-1に基つきまして説明をさせていただきます。あわせて、資料3-2でございますが、パブリックコメントを踏まえて修正した箇所、主なところを抜き書きしたものでございます。あわせてごらんいただければと思います。

それでは、資料3-1の1点目でございます。1月末から30日間、パブリックコメントを農林水産省と共同して行いました。92の個人・団体から365件ほどご意見を頂戴いたしました。

主な意見ということで、計画の順番に沿って、まとめてご紹介してございます。

1つは、「はじめに」のところでございます。

都市農業の振興に当たりましては、都市農業者や都市住民、関係行政機関、そういった方が連携して取り組もうという文章だったことでございますけれども、そちらに、農業関連団体等を追加すべきといったご意見でございました。今後の具体的な施策の推進の中で、例えば、新しく入ってこられる方への技術指導等、そういったことに農業団体等の役割を含めて記載したところもございまして、「はじめに」のところでも、このご意見を踏まえた追加修正を行ったところでございます。

次に進みまして、第1の基本的な方針のところでございます。

都市農業の担い手に関しまして、将来にわたる担い手としては、ベースとなるのは家族経営であるといったご意見でございました。基本方針の中でも、家族経営を基本としながらも、先ほど申し上げたような企業や新たな方が入ってくる、そういった仕組みに取り組もうという文章にしてございます。基本的には、基本計画の本文を後追いするようなご意見をいただいたところでございます。

2点目で、企業参入に当たってのご懸念のようなご意見がございました。新たな発展が期待されるとともに、一方で、すぐに撤退されることがないようというご意見でございました。今後、都市農業を永続的にいかにやっていただくか、そういったところを踏まえて検討してまいりたいと思います。

3点目、誇りを持って農業に従事できるようにという前向きなご意見を踏まえまして、その点につきましても若干追記をさせていただきます。

続けて、2ページに参ります。都市農業の本格的展開といたしまして、先ほど申し上げました方向性の3番目に大きく期待するご意見でございました。都市農業振興を都市の中でもしっかりと展開する、そういったことへの期待が高まっているところでございます。

2点目で、生産緑地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の対象にすべきといったご意見がございました。一般的な農地を貸し借りいたしますと、農地法によりまして、借り手に耕作権が発生する。それが自動的に更新されるという仕組みがございます。それを、経営基盤強化促進法に基づいて行う貸借におきましては、そのような規定がかからないというものがございまして、生産緑地が貸借等がなされるときにも、同じような規定を設けていただきたいというご意見でございました。

関連して、続けて農地の貸借関係でもご意見をいただきまして、農地の所有、利用が分離されれば、均分相続ないし農地以外に転用される可能性も高まるというご懸念が寄せら

れております。

また、次の土地利用規制関係でございますが、新たな土地利用規制に関しまして、ちょっと規制という言葉に対する抵抗感といったことを踏まえたようなご意見がございました。税制に関する箇所でも、常に規制とのバランスというワンセットにした文章にしてございます。そういう性格上、規制という表現を使ってございますけれども、そういったことへのご意見だったと受けとめております。

第2の講ずべき施策についてでございます。

まず、1つ目の担い手の確保に関しまして、人と人をつなぐコーディネートの役割といったしまして、地方公共団体、農協がその役割を担うということを記載すべきというご意見がございまして、本文にも、そのようになってございます。

続けて、逆線引きに関して触れたところもございまして、都市計画上は、これまでも運用指針等でまとまった農地を永続して残すところは、基本的には市街化調整区域に編入、逆線引きをするというところもお示ししてございますけれども、その実態はなかなか難しいだろうといったご意見でございました。

続けて、生産緑地関係につきまして、まとめますと54件ほどと非常に多いんですけれども、1点目、生産緑地の追加指定というのを積極的に行うべきという前向きなご意見もございますれば、以下にございますとおり、現行500平米という下限面積を緩和できないか。また、営農意思があるにもかかわらず、結果として道連れの解除されてしまう、そういった措置を講じられないか。また、現在指定されています生産緑地は大部分、8割程度が平成4年あたりに指定されたものでございますが、生産緑地制度は、30年が経過いたしますと買い取りを申し出る請求ができるという規定がございまして。そういう時点になったときに、どのような制度になっていくのかというようなご心配のご意見が寄せられているところでございます。このあたりにつきましては、計画本文にも留意事項として触れてございますが、それを追うような形のご意見をいただいたところであり、今後の制度の改善の中で、これらの意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

3ページに参りまして、税制措置に関しまして、これが最も件数として多いんですけれども、税制に関しましては、規制とのバランスを踏まえた、今後の計画を踏まえた制度設計の中で検討していくという事項でございますので、今回の基本計画での修正という形には至っておりませんが、今後の制度の検討におきまして、参考とさせていただきたいと考えております。

5番目の農産物の消費促進関係、地産地消という点で、都市農業にアドバンテージがあるところがございますが、1点目で、伝統野菜に関しまして、先般の小委員会でも、池邊委員からご意見もいただきましたが、このような意見を踏まえまして追加修正を行っております。1つ飛ばして3点目で、学校給食に関してのご意見もございました。現場の実態といたしましては、納入のスケジュールの管理ですとか、供給体制をいかに構築するかといった課題もございます。そういった課題もあわせながら、若干文章の修正を行ったところでございます。

第3といたしまして、今後の総合的かつ計画的に推進するに当たってのご意見といたしまして、まず、政府におきまして、現在、国の基本計画というものを策定してございます。この計画に基づき政策を講じていくこととなりますけれども、都道府県、市町村のほうは、地方計画の策定は努力義務となっているところがございます。各自治体において、都市農業振興施策が具体的に進むように、その後押しをせよといったご意見が寄せられてございます。

そういった中で、公共団体の中でこういった取り組みが進むに当たりましては、それぞれの自治体内部での横断的な取り組みが重要でございます。そういった視点をお示しする観点から、1点目を踏まえまして修正を行ったところでございます。

また、この基本計画に関して、一定の期日を国が示していただきたいですとか、具体の計画の策定マニュアル等を示していただきたいといったご意見もございました。この基本計画が固まった段階で、農水省さんとも共同いたしまして、各自治体への説明会等を行って、こういったことを取り組んでまいりたいと考えております。

最後、日程でございます。

この基本計画は、農林水産省の食料・農業・農村審議会でもご審議をいただいたところであり、3月25日に審議が終了したと伺っております。本日の審議を踏まえまして、政府内、必要な調整を行った上で、目途といたしましては4月末を目指して、この計画が決定されるように取り組んでまいりたいと思います。

資料3-2は、先ほど申し上げました修正箇所を抜き出したものがございますし、資料3-3につきましては計画本文でございますが、先般の委員会からお示したのから修正した箇所、「てにをは」も含めて、赤字で見え消しで示させていただいてございますが、説明は割愛させていただきます。

この基本計画は、今後の都市農業振興に当たっての基本的な事項として定めるものであ

りまして、今後はこの計画の方針に沿う形で、農林水産省と共同して具体的な施策ないし制度設計について検討してまいります。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

なお、本日は議題も多いことから、本議題につきましては10時40分ぐらいまでの審議とさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。どうぞ。

【A委員】 Aと申します。

1つだけ。都市農業が持つ多様な機能というところでございますけれども、この機能をどのように認識するかということが根幹的なことだと思います。それで、(案)の中の6ページのところに6つ、農産物とか防災と書いてございまして、大事な伝統文化や行事を支える機能というのが、いわゆる文化的な意味というものが抜けていると思っております。

これは非常に大事で、例えば、天皇皇后両陛下も、皇居の中でお田植えをなさって、繭をつくっていらっしゃいます。日本の文化というものは、こうした農業に支えられております。大都市圏だけではなくて、地方も見ますと、火祭りをするのに菜種をとったり、門松とか、どんど焼きの梅の枝とか、ショウブとか、四季折々の日本の伝統文化の行事というものが、こういった身近な農地、継承されてきたシステムの中で回っています。

このような文化を支えてきた農業が、大変危機的な状況にあります。特に地方においては、担い手が高齢化しています。農地もなくなる。つまり、文化の根底を支える基盤が覆されるような状況にあります。そういった切実感が、この機能の中に文化が位置づけられていないというところで、何か抜け落ちてしまうという危惧を感じます。

6つある機能のもう一つの大事なものとして、伝統的文化や行事を支える機能、こういったものを加えるべきではないかというのが私の意見でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【B委員】 1点ですけれども、担い手として、若者という視点が多少欠けているように思いました。退職後の就業志向や高齢者をはじめとする農作業に関心を持つ都市住民など、比較的、リタイア世代が農業を楽しむといったトーンが強いとの印象です。むしろ担

い手としては若者が重要で、最近では、若者が農業に親しんだり、NPOを立ち上げ農業を志す若者も増えてきていると思います。例えばITを使って農業を実施するなど、シェアリングエコノミーといった話も増えてきましたが、新しいイノベーションを生み出しながら、都市農業を活性化していくような方向にリードしたほうがいいのではないかと感じました。若者を担い手に位置づけていただければいいかと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。もしよろしければ、どうぞ。

【C委員】 私は小委員会のメンバーではないため、1つ確認させていただきます。資料3-3の基本計画は、農水省さんのほうの3月25日の審議に基づいた修正済みのものですか。それとも、農水省さんのほうの意見は反映されていないものですか。

【事務局】 事務局でございます。

3月25日のときに、資料3-3を農水省の審議会でお示しをされまして、そこで、あまり大きな修正に至る意見は出ていなかったと伺っておりまして、基本的には、そのまま農水省の審議会と同じ文案をお諮りしております。農水省の審議会におきましての修正等はございませんでした。

【C委員】 この中身は非常によいと思っておりますが、社整審としての立ち位置と農水省としての立ち位置が、異なるはずで、そういう意味で、社整審側で出した意見というものがありようが肝要です。農業はどうあるべきかという議論と都市計画はどうあるべきかという議論とは観点が異なりますから、そのところのすり合わせをうまくやっていただきたいというのがまず1つです。

つきましては、農水省側でこれでよいということであれば、私はこれでいいのかなと思っておりますが、1点だけ気になるのが、16ページの冒頭のところですけれども、都市農業の持つ機能のうち、「農産物を供給する機能」は最も重要で基本的な機能である。これは本来、農業はそうであるということですよ。農業というのが「農産物を供給する機能」は最も重要であることは当然ですが、都市農業といった場合に、都市にある土地というのは、ほかの用途もいろいろあるわけですよ。

ですから、土地利用として、農業で使うべきなのか、それ以外で使うべきなのかということは、ほんとうはかなり真剣に考えた後に議論しなければいけない事項です。そういう意味では、何となく都市農業先にありきのところが若干気にはなります。

ただ、こちらと向こうとの間の議論になるわけですし、自治体が実際の政策をどのよう

に考えるかということに委ねられているので、都市農業は重要だという意味では、これはこれでいいかなと思います、若干気になりました。

【小委員長】 どうぞ。

【D委員】 Dでございます。先ほど紹介されましたように、今日初めてで、発言していいかわからないんですけども、こういった課題については、よそ者の目というのが非常に大事だろうというふうにも思いますので、あえて発言させていただきます。

表現ぶりだけの問題で、工夫ができる余地があれば、ぜひお願いしたいんですけども、1つは、多様な機能の発揮のところで、農作業体験とか、交流とか、理解醸成ということが書いてあるんですけども、先ほどのA委員のご発言とも絡みますけれども、次世代への教育とか承継というのは極めて大事ですので、そういうことをもうちょっと表に出していただければありがたいなと思いました。それが1点です。

2番目は、右下の5番目の「農産物の地元での消費の促進」と書いてあるんですけども、この前、総理も、これからは観光というのは基幹産業であるということで、各地においてもDMOをつくろうという動きがあって、DMOの中でも、農業団体というのは非常に大きな役割を果たしつつありますので、その辺との連携ということも考えてみていいのかなと思いましたので、表現上、お願いしたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【E委員】 委員会のメンバーではないですけども、今、Cさん、Dさんが言われたこともあるんですが、農林水産省のほうも、農ある暮らしとかいろいろ、この中で書いてあるものと、内容的に見ると、地域的にも、エリア的にも、ダブるような施策を既に打っている部分があると思うんですね。

そういうものところで展開していくものがどういうふうに整理されるのかというのが、ちょっとこの文章だけだと見えないので、それは検討されているということなので、いいかと思うんですが、それをより明確にしてほしいなということと、それから、一番最後の都市農業の振興に関する地方計画、これはいいビジョンというか、いい方向性が出たんですけども、それをコアになって進める、ほんとうにこれをみんなで共有して進める人たちが、都市農業の振興に関する地方計画をつくる人たちが、この文書で農業部局、都市部局、財政部局とかありますけれども、本来どういう人が入って、計画の立案の組織をつくるのかというところを、これから詰めるのかもしれませんが、もう少しその辺が書き込めてい

るといいかなと思いました。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【F委員】 ありがとうございます。パブリックコメントを踏まえた修正に対して、思ったことを1つだけ申し上げます。

資料3-2の「はじめに」のところですか。一番大事な前文だと思うんですけども、赤が入ったところで、都市農業者や都市住民、関係機関や農業団体等が連携して都市農業の振興及び都市農地の保全を図るべき対象を明確にした上で、施策を行っていくというふうになっていますが、これだけでいいんだろうかというそもそもの疑問を抱いたのです。

先ほど来、若者の話とかも出ていますし、農業振興の担い手はさまざまだと思いますし、そのことは計画でも触れられているんですけども、一体、誰がグリップを握っていくんだろうかと考えたときに、社整審としては、農地の所有者ではないかと思うのです。今の生産緑地の制度などでは、この発言は前もさせていただいたんですけども、今までのところ、農地所有者と都市農業者はほとんどイコールで、そうじゃなくなったとき、すなわち営農ができなくなったときには宅地化されるというのが現状で、これを変える必要があるわけです。これから都市農業振興計画が実現されていくとすると、農地所有者である都市農業者が自ら営農できなくなったときに、ほかにも農地活用パターンはあり得るということを示さないといけない。そのためには、都市農業者としてはなく農地の所有者として、きちんと都市農業振興計画の趣旨を把握して、ある程度のインセンティブを与えられた上でということになるでしょうが、きちんとあるべき土地所有、あるいは土地の運用をしていくというような方向が示されないといけません。

普通、土地所有者は、一番手間がかからず、儲かる土地活用の仕方をしようと考えます。それは、今までは切り売りして宅地にすることでした。今回、それに代わるオプションを出すことができるのか、そして、制度の趣旨を所有者に理解させることができるのが鍵です。例えば、業者に貸せば宅地にして売却までの手続きをほとんど代行してくれるように、企業が借りてくれて農業をやってくれるような有利の要件があれば、そうする所有者は出てくるでしょう。こうして、もちろん採算がとれていくということは重要ではあるんですけども、それだけでいいのかというと、私は違う気がするのです。地域にあった使い方が検討されるには、この制度の趣旨をきちんと土地所有者が理解しないといけない。その上で、きちんとインセンティブが働くような仕組みというのを考えなければならない

と思うのです。

そういう意味で、農地の所有者は鍵になる施策の推進者です。今の計画案には、あまり農地の所有者に焦点が当たった書きぶりがありません。幾つか、例えば第2の4のところにあったりするんですけれども、もう少しそういう視点から検討いただき、書きぶりを変えたり、増やしたりしてもいいのではないかと感じました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【G委員】 私も小委員会のメンバーではないのですが、若干の点を申し上げたいと思います。今回の基本計画は、ある意味では画期的な理念を出していると思います。今までは、市街化区域内の農地というのは、日陰の存在というか、ちょっと言葉は悪いのですが、積極的に位置づけられては来ませんでした。基本計画は、これからは、その位置づけを、宅地化すべき農地から、都市環境を形成する上でのあるべき農地に転換する、という観点を明確に打ち出しています。これは、現在の人口減少問題も見据えた今後の政策のあり方として、大事な観点だと思っております。

それに加えて、基本計画の16ページの一番上では、これは先ほど指摘もあつた点ですが、都市農業が持つ機能のうち、「農産物を供給する機能」は最も重要かつ基本的な機能であると指摘されています。今まではこの点があまりはっきりしていなかったような気がしますし、こういう観点を出していくというのは非常に大事な点ではないかと思えます。

その上で、これは基本計画に修正を求めるとかではなくて、むしろ基本計画に書かれている観点をサポートするということになると思うのですが、今指摘しました観点をしっかりと具体化していくためには、最終的には、都市計画そのものについての検討にも行く必要があるだろうと思っております。そういう観点で注目されるのは、1つには、22ページから23ページにかけて、逆線引きの検討の必要性ということが入っていることです。パブリックコメントでは、これは難しいのではないかという意見も出ていたようです。確かに実現はなかなか難しいと思いますが、これは観点としては、出しておくことが必要だろうと考えます。

それから、23ページの真ん中附近、4の税制の少し上で、都市計画上の意義が認められる農地のより確実な保全を図る観点から、都市計画制度の充実を検討すると述べられています。これが具体的にどのような形で出てくるかはわかりませんが、このような

検討はやはり必要になるだろうと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、どうぞ。では、H先生、それから、I先生。

【H委員】 小委員会メンバーなんですが、出席状況が悪くて申しわけありません。コメントをさせていただきます。

2点なんですけれども、1点は、計画されていると思うんですけれども、これからのモニタリングをお願いしたいということですね。特に大都市部と地方部とで、やっぱりニーズが違うと思いますので、そのあたりの違いを見ていただきたいなと思っているのが1点です。

それに関連して、2点目なんですが、今回、結構、パブリックコメントで農業系団体の意見が出てきて、それで、農業団体という文字が入ったことによって、例えば12ページの農業振興の本格的展開というのは、都市農地という観点で本格的展開と言っていたときと、農業団体が入ってきて本格的展開と言った場合とで、かなり雰囲気は違ってくる部分があるかなと思っていて、基本的には、前回、池邊委員がご指摘されたように、都市として農地をどううまく利用していくのかという観点がここでは大事なかなと思っていて、ドライな数字で言うと、フードマイルを小さくする方向で活用されているかという観点で、モニタリングというのが1つは必要になってくるのではないかなと思っています。

以上です。

【小委員長】 では、I先生、お願いします。

【I委員】 先ほどのG先生に引き続きですけれども、23ページのところにある都市計画制度の充実という部分、ここがこの部局での中心課題になるんだろうと思います。今回つくられるマスタープランのもとで、生産緑地を見直すとしても、一般市町村内の市街化区域内農地をどれだけ拡充できるかというところは、やっぱりハードルが相当高いところがあると思いますので、現状と生産緑地の間を埋めるような柔軟な仕組みを作る必要があります。これは一定の期間をお考えのようなので、10年ぐらいの形でプラスアルファの仕組みを、税制とうまく組み合わせながら、壮大な社会実験をやっていって、次につなげる意味での知見と成果を挙げていくということが課題なのかなという気がいたします。ここにはまだ、これからの制度設計なので、計画には具体的には書き込めないかもしれませんが、そういう期待があるということをお伝えしたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

【J委員】 和歌山県が先般、市街化調整区域に基本的に農業をやってもらいたいということで、条例をつくらうとしたのですけれども、3月中旬に、やはり撤退しますということになりました。結局、条例でもって、いわゆる都市農業の促進みたいなことをやろうとしたのですが、なかなかうまくいかない。

理由として、聞くところによると、農業の所有者と農業をやっている人の分離が地方都市においても激しくて、農業をやりたいという人と、農地を所有している、財産として持っているという人たちの意見が全く違うんですね。

ですから、土地の所有と、実際に土地の上で何かをやりたいという人たちを明確に分けた上で政策をつくっていかないと、自治体ごとに条例で、こうしましょうとか、いろいろやっているのですけれども、なかなか議会を通らないということがございましたので、その点だけ、申し上げさせていただきます。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

事務局で、何かコメントはありますか。

【事務局】 事務局でございます。今後に向けて、いろいろなご意見をいただいたと受けとめてございます。

どうしましても、土地所有者と今後のあり方につきまして、どういうふうに橋渡しをしていくのかというものが鍵になると思ってございます。そういった中で、所有者さんだけの意向じゃなくて、公共団体がそのエリアをどのように振興していくのかという、合意形成をいかに図っていくのか、若干お時間がかかるところもあるかもしれませんし、既に準備が整っているような自治体もあるかと思えますけれども、そういった自治体の状況等も踏まえながら、きめ細かな制度となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、いただいたご意見を踏まえまして、新たな時代の都市マネジメント小委員会報告の修正を若干行うことになるかもしれませんけれども、それにつきましては、委員長である私にご一任していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小委員長】 ありがとうございます。

また、当小委員会の審議結果として、この後の都市計画部会への報告としたいと考えま

すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、ご異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、「グローバルな視点も踏まえた我が国の都市にまつわる強みの評価とその発信について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 総務課国際室の福永でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料4につきまして、ご説明申し上げます。

まず、お聞きいただきまして、2ページ目でございますが、諮問事項といたしましては、グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方ということでございます。

2ページ目の下でございますように、都市政策に関する評価・説明の手法について検討するという、グローバルな視点も取り入れて、現状だけでなく制度や技術も含めた我が国のシステムを評価する。その上で、我が国の都市の強みを生かす方策についての検討を行うというところでございます。

3ページ目でございますが、こうした諮問事項を踏まえまして、今回、検討を行うに当たっての考え方を整理してございます。大きく2つでございます。

まず、1つ目としまして、日本の都市にまつわる強みとは何かということで、都市の現状だけでなく制度や技術も含めた評価、グローバルな視点も取り入れた評価としての日本の都市の強みを考えていく。

その上で、2点目でございますが、その強みを生かすためにどのように説明・発信していくべきかということを検討してございます。

おめくりいただきまして、5ページ目でございます。日本の都市にまつわる強みということで、日本は、発展段階に応じた、これまで多様なソリューションを行ってきたということだと思っております。まず、高度経済成長期でございますが、都市への人口集中等を背景といたしまして、分散型の都市構造、あるいは、それを支えるTOD型まちづくりというものへの取り組み、また、住宅の大量供給という点での公的な住宅政策などの実施、さらに、都市政策の実現を支える、そのための都市開発関連の法制度ということで、都市計画法、再開発法などの取り組みが行われたというのが高度経済成長期というふうに考えております。

その後、安定成長期になりますと、量的な充足を踏まえた中での質の充足、質の向上、あるいは環境への配慮ということで、1つは住宅性能水準の向上への取り組み、また、都市の交通渋滞対策としてのきめ細やかな交通ネットワークの構築、そして、高度経済成長期の分散型都市構造といったことなども踏まえた、社会経済状況の変化による大規模跡地の有効活用、さらに、水、ごみなどの再利用、循環システムの構築といった取り組みが行われた時期というふうに考えております。

そして、3つ目の現在に至る成熟期という点では、持続可能性への意識の高まり、あるいは人口減少、高齢化といった状況を背景といたしまして、環境負荷の低減、省エネ、エネルギーマネジメント等に配慮したスマートシティの実践、また、コンパクトな集約複合型のまちづくりの実践、高齢者、子育て世代などにも配慮した住宅ストック再生ということに取り組んできているという、大きく3つの段階に分けておりますが、こうしたさまざまな発展段階に応じた多様な取り組みをしてきたというのが、日本の都市の特徴だというふうに考えております。

おめくりいただきまして、6ページ目でございますけれども、今ご説明いたしました多様なソリューションというものが、現在、世界の都市ランキングにおいて、どのように評価されているかということ进行调查いたしました。この整理の結果が、表でございますけれども、一部のソリューションというものにつきまして、考慮項目として、関連する項目がございますが、多くは、必ずしも適切に評価されているとは言えないのではないかと考えております。これは、やはりランキングというのはどうしてもアウトプットとしての都市の現状というものを評価しておりまして、都市が課題を解決するために、どういう政策に取り組んできたかという部分への評価は、適切に行われるのが難しいという部分があるかと思っております。

7ページ目でございますが、国際的な視点という中で、アジアの競合国と比較した場合に、今、申し上げたような日本のソリューションというものがどういった強みかというところを整理してございます。

まず1点目でございますが、我が国の半世紀にわたる都市開発から得られた知見ということで、高度成長期から今日までのさまざまな都市課題や社会からのニーズに柔軟に対応してくる中で培われてきた知見やノウハウがあるということが強みというふうに考えております。

2点目としまして、政策や法制度、人材という点で、日本のマスタープランや指針、基

準、法制度、また、それを運用する人材ということは、これからアジアの新興国に対しては、すぐれた手本となる教材となり得ると考えております。

3点目でございますが、多様なソリューションの組み合わせ、多業種連携によるパッケージ化した取り組みということで、日本の都市の課題への解決というのは、さまざまなソリューション、あるいはそれを支えるさまざまな業種の連携による取り組みというところが特徴であるというふうに考えております。

4点目としまして、安定・成熟期の再開発への取り組みということで、このような老朽化や社会ニーズの観点からの機能更新ということの経験は、競合国が持ち合わせない我が国独自の知見だろうと考えております。

以上が、日本の都市の強みとは何かということでの整理の結果でございます。

次に、そうした強みを生かしていくために、どのように説明・発信していくべきかということの検討でございます。

9ページ目でございます。強みを踏まえた説明・発信の方向性といたしましては、まず、現在の都市の姿のみではなくて、都市の成り立ちや発展の歴史を積極的に発信していくということ。また、都市政策・制度といったソフトインフラを説明していくということ。さらに、多様なソリューションの組み合わせというものをパッケージで提示していくということ。そして、日本独自の取り組みや先端技術というものを日本の都市の未来像とともに示していく。こうしたことの説明・発信ということが重要ではないかと考えております。

10ページ目でございますが、今ご説明いたしましたような日本の都市にまつわる強みの発信という点では、これはなかなか数値化などによる他都市との比較が困難な部分だろうと考えております。そのため、こうしたものを、海外への理解を進めていくという上では、効果的な説明・発信する工夫をしていくことが必要であろうと考えております。

11ページ目でございます。これまでの効果的な説明・発信としての取り組みの例をご紹介します。

まず1つ目は、多国間会議でありますとか二国間会議といった場での発表を行っております。ここにごございますように、APECでの市長フォーラムでの発表でありますとか、二国間の都市関係の政策対話等での発表を行っております。

2つ目としまして、法制度整備支援などのソフトインフラの展開ということで、新興国の制度構築への支援にも取り組んでおります。

3つ目としまして、要人來訪、JICA研修等にあわせた視察の実施ということで、日

本の都市のよさというものを実感していただくということで、外国の要人の方々に現地を見ていただくという取り組みを行っております。

4つ目としまして、海外の企業・投資家へのアピールということで、国際的な都市開発、不動産に関する見本市として、MIPIMというのがございますが、ここで、日本国内の自治体や民間企業と連携したアピールを行っております。

最後に、シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）でございますが、この構想の実現ということで、本年から検討を進めているところでございます。

12ページ目でございますが、日本の都市にまつわる強みの浸透をどのようにさらに続けていくかという点での検討経過でございます。

今後、日本の都市にまつわる強みを海外の関係者に浸透させていくという点では、今、申し上げましたような取り組みを継続的に行い、発信していくことが必要だろうと考えております。

このため、多国間会議、二国間会議等での積極的な発信の継続というものと、国際的な不動産見本市における海外のビジネスマンに対するアピールという点でも、本年秋には大阪で開催を予定されておりますが、こうした場での発信に加え、現地視察も加えた取り組みが効果的だろうと考えております。

また、新興国への法制度整備、マスタープラン策定という点につきましては、日本の持つソフト面での知見・ノウハウを活用して、制度だけではなくて、それを運用する人材育成という点も含めて支援していくことが重要だろうと考えております。

加えまして、現在、東京都、民間企業とも連携、協力いただきながら検討を進めておりますシティ・フューチャー・ギャラリー構想につきましても、我が国の都市にまつわる強みを網羅的に発信できるものとなるよう、適切に検討を進めていきたいと考えております。

13ページ目以降は、ご説明いたしました取り組みの例を、参考としておつけしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

本議題につきましては、大体11時10分ぐらいまでと考えております。

では、どうぞ。

【K委員】 今のご説明を伺っていて、お答えいただかなくても結構ですけれども、ちょっとわからないなと思ったところです。

強みといったときに、何に対して強みなのかというのがよくわからなかったんですけれども、要するに、日本の経済というのは、これから、資本を引きつけて、高度人材を引きつけて、要するに、グローバルな中で、資本とか労働力の獲得競争の中で生きていくというような視点に立つのであれば、最初のランキングとかそういったものの中で、どうやってアピールしていくのかということを探っていくというのが多分、一つの方向性かなと。

そういう方向というのはある程度出ているなと思うんですけれども、ただ、グローバルな資本とかグローバルな高度人材みたいなものにとって、あまり魅力的じゃなくても、日本に住んでいても、全然幸福だもんという、そういうあり方というのもありそうな気がするんですね。そういう日本人にとってアピールするような都市の姿と、あるいは、グローバルな人材とかグローバルな資本にとって非常に住み心地のいい都市というのは、どうやって折り合いをつけていくのかというのは、もしかしたら結構、コンシステントじゃないというか、矛盾する場合もあるので、そういった観点というのはぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、もう1点ですけれども、都市インフラの輸出とか、都市計画制度の輸出とか、そういったこともお考えになっているように思うんですけれども、その文脈というのは、ややストーリーとしてわからなくて、要するに、日本というのはアジアの中で、雁行型というか、トップを切って経済発展してきました。それと同じような発展をアジアの方々がなさるのであれば、多分、日本の知見とか制度というものはお役に立えますよという文脈なのかなとも思ったんですけれども、それはなかなか保障できていないというか、日本の経済発展と都市のあり方と今の新興国の経済発展と都市のあり方というのがほんとうに同じものなのか、その辺はチェックする必要があるんじゃないかなと思ったので、そういった疑問について、今後お答えいただければいいかなと、そんなふうに思いました。

【小委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。では、C先生、L先生。

【C委員】 今のK先生のお話と関連していますが、2ページ目と3ページ目を見ながら考えておりますが、目的はよくわからないので説明していただきと思います。諮問事項の2つ目には、都市の強みと弱みを踏まえて政策展開をすると書いてあります。ですから、都市政策を評価するというか、都市を評価することは重要なので、我が国の都市の弱みを

しっかり評価して、やるべき都市政策を考えるというストーリーも1つあるのだろう。けれども、ここはそうではなくて、強みだけの話になっていて、3ページ目の下の②のところですけども、その強みを何に活かしたいのか、それをどのように誰に説明したいのかというのを説明していただかないと、議論がねじれるので、ご説明いただきたいと思いません。

【小委員長】 事務局、もしよろしかったら。

【事務局】 今回の検討につきましては、日本の都市の、1つは国際競争力という観点から、海外から日本に対しての投資、あるいは、来客というものを呼び込むための日本の都市はどうあるべきかという視点、もう一つは、インフラシステム輸出という観点から、日本の都市の政策というものを海外でも展開、政策だけではなくて、都市開発に関連する技術・ノウハウを持った企業の展開という点で、どのような形で生かせるかということでの検討ということで行っております。

【小委員長】 何人かいらっしゃるので、では、次にL委員。

【L委員】 ありがとうございます。K先生のコメントと随分重なるところがあると思うんですけども、今のお話を聞きまして、4つぐらいの軸で整理されるんだろうなという気がします。

1つが、今、シンガポールの友人たちと、International Investment Flowというテーマで、国際的な投資のフローがどのような状況になっているのかというのを研究しています。日本の場合、過去5年ぐらい見ると、50カ国ぐらいからの投資がある。ロンドンですと100カ国ぐらい、パリでも100カ国ぐらいなんですね。スーパースターシティと言われていたような都市というのは、大体100カ国以上からの資本が移動してきているんですけども、東京というところでは、まだ半分ぐらいしか資本の移動がないということだろうと思います。

それが多ければいいというわけじゃないんですけども、例えばリーマン・ショックのような、あるショックが加わったときに、押しなべて、多くの国の不動産価格は下落したんですけども、例えばロンドンとか、一部の都市では逆に上がっているんですね。ショックに強いマーケットがある。東京もそのような都市にしていきたいんだ。例えば円が、ショックが加わったときに強いとか、そのようなものを求めて投資環境を整えていきたいんだというような軸が1つ目のお話かなと思って聞いておりました。

2つ目が、ライフオリティーみたいな話だろうなと思っておりまして、前回もお話し

しましたけれども、例えばある会社が、世界のLeading Companyのエグゼクティブを招聘しました。そのエグゼクティブに住んでもらったら、やっぱり東京に住みたくないと言って、米国に帰ってしまった。

そうすると、外国人にとって住みやすいかというような軸になるかと思います。よく、世界で最も住みやすい町ランキングでバンクーバーが1位だとかというんですけれども、住んでみると、外国人にとってすごく住みやすい。シンガポールも、外国人にとってすごく住みやすい。ロンドンではすごく住みづらかった、ドイツにいたときも住みづらかったという思い出があるんですけれども、外国人にとって住みやすいという話と日本人にとって住みやすいという話というのが、先ほどK先生がおっしゃられた、ライフクオリティーの話なのかなと思って聞いておりました。

3つ目の軸が生産性(Productivity)という話だと思います。それは環境技術も含めた生産性が、都市の生産性というものを規定している。生産要素として都市のインフラというのは非常に重要なものですから、そのような生産性の高い都市と低い都市の比較が今、いろいろな形で、生産性の分野で比較されておられますけれども、そのようなもので測定をしていくときに、東京とか、グローバルな日本の都市がほんとうに生産性が高いのかどうか。実は高いと思うんですけれども、そのような話として整理されるべきものだろうと思います。

4つ目が、観光とか含めたニューインダストリーというような話で、新しいイノベーションとかインダストリーを、その都市が生み出すことができる環境にあるのかという話だろうと思います。

そのような4つぐらいの軸で整理されていくとわかりやすいかなと思ったのが1つ目の感想です。あと、ランキングを無視するような話があったんですが、大学ランキングは非常に重要だと最近思っているんです。インターナショナルな学生を受け入れようとする、彼らは必ずランキングを見るんですね。ランキングを見て、ランキングが高い順に留学先、留学する大学を決めていくときに、ランキングが低くなってしまうということは、いい学生の獲得ができないということになっているものですから、シンガポール国立大学はすごくランキングを上げることを戦略的にやっています。ランキングにすごくこだわっているんですね。そういうこだわりというのはすごく重要なんだろうなという気がします。それはコメントとなります。

【小委員長】 何人もの方が手を挙げておられるんですけれども、では、M委員、お願

いします。

【M委員】 この目的にもあるかと思うんですけども、今ご説明いただくと、悪い言い方をすると、一言で言って、これは5年前だったらいいけれども、とても古い視点ではないかなという考え方があります。今、世界的には、日本の強みというのは一体何なのかといったときに、海外でも、どちらかという、都市開発そのものというよりは、健康的なライフスタイルだとか、先ほどもクオリティーライフの話もありましたけれども、要するに、生活の質というところに目が向いている。

それなのに今回のものは、どちらかという、人の生活だとか、ライフスタイルだとか、あるいは健康的、特に心身の健康ですけども、そういったところに全く目が向いていない。ですから、先ほどのL先生のお話でいくと、ランキングみたいところでいくと、すごく落ちるのではないかなという感じが1つあります。

そういったときに、では日本の強みとは何なのかという、やはり都市の安全性だと思うんですね。これはEUに対してでも、アメリカに対してでも誇れるものであって、それを、何がほんとうに、東京とかを含めて日本における安全性というものを、どういうものが牽引していて支えているのかというあたり、もう一つは、ホスピタリティーだと思うんですね。

たまたまうちは娘がアメリカ・ニューヨークに暮らしているんですけども、日本に来て、ありがとうございますとお店で言われるだけで、すごく気持ちが和らぐと言うんですけども、そういった都市の魅力というか強みというのが、少し考え方として違うのではないかなという感じがします。

もう一つは、先ほど来、文化の話もありますけれども、今、私のところに来ている学生も、アジアの学生は、日本では文化、要するに歴史がうまく伝達されているので、そのやり方をアメリカや韓国の学生が、そういうふうになっていないので日本のものを学びたいというふうに結構来ているんですけども、今の日本の場合には、それを全部壊してしまっている形に向かっている、その辺が少し違うのではないかなと。そういった意味では、都市の文化を生かしたりニューアルの仕方みたいなものを、歴まちも進んでいますけれども、そのようなところに強みがあるという視点はもう少し入れられないのか。

もう一つは、APECもそうですけれども、今、グレーストラテジーからグリーンストラテジーへという形で、ニューヨークも含めて、住みやすいというところに、15分以内で公園に行けるとかそういった視点が強くなっている。そういうものと今回の都市の強み

というのは、そういった意味も含めて、EUやアメリカなんかがもうこういうものを、都市開発とかオフィスへの投資というところを超えて、既にいつているところから見ると、5年前だったらいいけれども、ちょっと古いんじゃないかなというのが私の意見ですので、その辺の生活の質だとか、日本のほんとうの強みというのは何なのかというところを、もう少し精査していただければと思います。

以上でございます。

【小委員長】 では次、A委員、お願いします。

【A委員】 強みの評価と発信という観点からみますと、何をどのように発信していくかが重要です。例えば14ページに、ミャンマーの大都市圏のマスタープラン支援について紹介されております。ヤンゴンは、現在、急速な都市化に直面しており、将来の都市構造は、今後の経済、産業、人々の生活に大きな影響を与えていきます。ここに紹介されているのは、いわゆる「図としてのプラン」で、ベースとなる「地のプラン」が必要です。日本の都市地域計画の歴史的蓄積と失敗の教訓をも含めて、グリーン・ネットワーク計画、グリーンベルト、ウォーターフロントなど、生活を根底から支えるインフラを内包したヴェイジョンの展開が必要です。

謙虚に、日本の都市地域計画の歩んできた蓄積というものをしっかり見つめ直して、ミャンマーの将来に対して、大きな貢献ができるよう叡智を絞るべきだと思います。

【小委員長】 E委員、お願いします。

【E委員】 いろいろと前向きに議論されているので、いいかと思うんですけども、この資料を見ると、最初の諮問事項を見ると、さっきC委員も言っていたように、何のためにやるのかがさっぱりわからない。これは誰のせいかわからないんですけども、ずっと説明を聞いていくと、さっきの都市移設みたいなことがありましたけれども、ずっと行って、シティ・フューチャー・ギャラリーみたいな18ページのところまで行くと、上の3行のものですよね。企業立地や人材を呼び込むと同時に、企業の都市・インフラを輸出して、日本の都市力強化と持続的成長を実現すると。

確かに都市開発・インフラ輸出というところに、少し強くなっているんですが、インバウンドで外国の人たちを、投資を呼び込むというためには、先ほどいろいろここで議論されている、日本のよさをいかにうまく捉えていくかということもこの中に入ってくるので、評価と発信を何のためにやるのかというものを前に持ってきて、その流れの中で、今いただいた意見をいろいろ整理していただくと、非常にわかりやすくなるなど、多分、皆さん

思ったんだと思うんですけども、よろしくお願いします。

【小委員長】 では、D委員、どうぞ。

【D委員】 2ページ目で、今までも出てきているんですけども、これはよくわからないですね。評価のあり方と一くくりに書いてあるんですけども、今までのところが出ていましたように、ランキングとか、PDCAを回すための仕組みとか、あるいは、ショーケース的な日本が誇るべきところを見てもらう、やる気になってもらうという、3つぐらいに分類できるのかなとも思いますので、そういう観点から、整理されたらいいだろうと思います。

では、ショーケース的に日本の強みとは、意欲はよくわかるんですけども、細かそうな話に見えて大事なかなと思っていますのは、TOD型まちづくりといっぱい書いてあるんですね。ご存じのように、二十数年の歴史しかなくて、アメリカ発なわけですね。こういうのを日本の強みと言っていいんだろうかと。

それに比べると、民鉄による沿線開発の歴史は100年以上ですし、成果も高いし、ライフスタイルとか、コンパクトとか、あるいは今の世の中で言うと、民活でやっているわけですね。政府の規制を嫌って、鉄道じゃなくて軌道ということでやられたわけだから、そのような部分はすごく強みだと思うんですけども、何でTODという言葉を使うんだろうと思います。それが2点目。

3点目ですけども、シティ・フューチャー・ギャラリー、まことにいいと思うんですね。東京都はこういうことを言っていると思うんですけども、国としてやられるわけだから、19ページには東京のことしか書いていないんですね。それでいいんだろうか。東京都に負けることなく、国としても、今の東京のあり方は、日本全体を考えると、いろいろな問題が多くありますので、その辺を厳しく問い直して、シビアな議論をしていただければと思います。

以上です。

【小委員長】 では、B委員、お願いします。

【B委員】 今のD先生のお話を伺い、ご参考までにお話させていただきます。ちょうど先々週、世銀の大きな会議がシンガポールで開催され参加してきました。初めて世銀がアーバンイニシアチブを立ち上げ、シンガポールに世界から24の都市を招待し、都市課題解決に向けた活動を1週間にわたりやったんですね。

そのとき、悲しいぐらい日本のプレゼンスはほとんどありませんでした。シンガポール

政府は、アーバンソリューションを戦略の基軸に置いて、都市やインフラのノウハウをシンガポールに蓄積しており、シンガポール政府がこうした活動を2008年からやっていることから、世銀がシンガポールをアジアのハブとして選び、都市に関するイニシアチブを立ち上げたわけです。

先ほどA先生の話にもありましたけれども、シンガポールは、都市マスタープラン創りを世界中に輸出をしている。インドのアンドラプラデシュ州も、新州都の建設にあたりシンガポール政府にマスタープラン作成を依頼しています。シンガポールは、都市という分野においてブランド力があり、世界の都市がシンガポールに都市マスタープランを作ってほしいと依頼をしています。

そういう中で唯一、日本が注目された分野がTODです。世銀は、TODコミュニティーを今度、東京に立ち上げるとのことです。つまり、TODに関しては日本が最も優れた知見を有していると認知しているのです。今、おっしゃられたように、公共セクターのみならず、民鉄が沿線開発と住宅開発、商業開発を一体的に進めてきた。これは今のアジアにとって重要なポイントです。鉄道はつくるけれども、そこまで行くアクセスがないとか、JICAが支援して地下鉄だけは立派だけれども、全くその周りは開発されていないケースも散見されます。全体としてインテグレートされた開発になっていないというのが大きな問題なのです。そういう中で、日本のTODの仕組みは世界に誇れるものではないかと思います。その点は少し強調してもいいように思います。

【小委員長】 N委員、お願いします。

【N委員】 日本を発信することが大事だということで、戦略とコンテンツで2つお話をしたいと思います。まず、我々は発信をするための材料をしっかりと理解する必要がある。2019年に都市計画法100年を迎えるので、ぜひ、これを機会にしっかりとしたレビューをやっていただいて、打ち出せるものをちゃんとまとめるというのが大事だと思います。それが2020年の東京オリンピック・パラリンピックのときには使えるわけですが、同時に、この秋ぐらいから文化イベントが始まりますので、これについて、ぜひ戦略的に取り組むということをやっていただきたい。これが、戦略という話として1つ。

コンテンツのほうは、ここに書いていないので、あえて申し上げますが、日本が唯一、社会的な都市計画制度を移転できたのは、タイの土地区画整理法の制定であります。これは実際に成功している。国連ハビタットも区画整理については大変関心を持っていて、いろいろなところの事例を集めています。現在、ブラジルのクリチバでも、日本の区画整理

の考え方を、是非、移入したいといっているのです、そういった売りになる場所をしっかりと把握していただきたいと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。O委員、お願いします。

【O委員】 2点あります。1点は、一般論なんですが、ランキングあるいは評価といったときに、必ずその裏側にある価値観が存在しています。ですから、評価する場合、これから価値観について検討していかなければいけないと思います。その際、今までにない日本的な新しい価値観を選び出して、それをどう上乗せしていくのかというところが非常に重要なポイントだと思います。

2点目は、7ページに日本の強みというのが、1)、2)、3)、4)と書いてありますが、今までの歴史の流れの中で、何となく日本は強いんだという思い込みに、僕たちは染まり過ぎているんじゃないかなという気がしています。

例えば2点目、「世界に誇るべき」と書いてありますが、都市開発政策とか法制度は充実しているという意味では誇るべきかもしれない。ただ、それが、これからの未来的に、果たしてどこまで通用するかどうかは要検証であると思います。

また、人材に関しては、どんどん時代とともに、この先、確実に劣化していくはずだと思っています。実際、成長期を駆け抜けた年代は、もう引退して大分たっている状態になっていて、僕らの世代なんかはほとんど経験していないので、耳学問的にならざるを得ないわけですね。だから、ここで「人材」と書いてありますが、果たして本当に現在でもなお強みなのかどうかということを、今までの時代のトレンドに乗っからずに、少し冷静に眺めておく必要があると思います。

同じように、3番目で「パッケージ」という言葉がありますが、おそらく、それぞれの要素技術については、日本は技術的には優れていると思いますが、それをパッケージングする能力は、果たしてほかの国と比べてどうかというと、実はそれ程優れていない気がします。個別はすぐれているけれども、パッケージングは優れていないというような気もするわけです。

ですから、これまでの時代のトレンドに乗っかって勢いで行かずに、少し立ちどまって、時代観も違うことを自覚し、日本の強みは何かをもう一度、しっかり議論、検証していくことが大切だと感じます。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。では、H委員、P委員の順番で。

【H委員】 時間も来ているようなので、ほかの方が言われていないことだけで。

シティ・フューチャー・ギャラリーをつくられるのはいいと思うんですけども、シンガポールの話がよく出てきて、ほんとうはL先生、一番よくご存じだと思うんですけども、シンガポールのアーバンディベロップメントエージェンシーの下に、2階分を使ってシティギャラリーがあるわけですね。そこは何がいいかという、きちんとプランをしていますというメッセージをみんなに出して、別に外国人の人を狙っているのかどうか分からないですが、シンガポールの小学校の遠足の行き先になっているんですね。

そういうことがすごくベースになっていて、結果的に、長い目で見て、世界がシンガポールのプランニングを採用するという流れになっていると思うので、何をシティギャラリーで見せるのかということも、やっぱり一番考えていただきたいことです。

以上です。

【P委員】 では、簡単に申し上げますけれども、今まで先生方がおっしゃっていたことと基本的にはかぶると思うんですが、やっぱり目的、対象が何なのかというのがわからなくて、18ページからスタートするというのと、さっきO先生がおっしゃっていたことと非常にかぶりますが、これは強みしか基本的には書いていなくて、弱いところがない書き方になっています。そのため、日本の都市づくりはこういう悪いところもあるけれども、ここが生かせるという書き方をした方がよいと思います。日本の都市づくりではいろいろな計画制度をつくってきた。でき上がったものがほんとうに世界に対して素晴らしいものになっているか。人口減少するというのはわかっていたはずなのにということもありますよね。

その辺のところをもう少しきちっと評価したほうがいいのではないのかと思いました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

もう時間を過ぎてはいるんですが、では、30秒だけお願いします。

【L委員】 情報共有です。

7月にワールドシティーカンファレンスというのがシンガポールでありまして、日本のプレゼンをやりますというのが1つ目です。

2つ目が、シンガポールの学生を30人引率して、7月にツアーで日本に来るんですけども、学生たちとか教員と打ち合わせをしまして、何を見せたいかというギャラリーの話ですけども、柏の葉の例えば環境技術みたいな、エコシティーとか、それを見たいというのが1つ。2つ目が、高齢化もやっぱり進んでいますので、例えば豊四季台団地というような取り組みみたいなものを紹介してほしいというのを、同僚の先生から要請を受けて、ツアーをやるということで、日本でも見せるものがきっとあるんだろうなと思ったという感想です。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

あと、いいですか。皆さん同じような思いを持っておられたのではないかという感じもするんですが、今後、活かしていただければと思います。

それでは続きまして、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方について」、これについてご報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料5-1、5-2に基づきまして、ご報告させていただきます。

表題にありますように、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会というのをこれまで行ってきておりまして、最終取りまとめがおおむね固まりました。

資料5-2の一番後ろに委員名簿をおつけしております。進士先生は、東京農大と書いてございますが、4月1日付で福井県立大学の学長にご就任されております。進士先生以下、こういった方々にご議論いただきながら、議論してまいりました。

中間取りまとめを、前回、小委員会のほうにお諮りさせていただきました。そこでいただきましたご意見をもとに、さらに、あり方検討会のほうで最終取りまとめに向けた議論を行いまして、その結果、おおむね取りまとまったということで、今回、ご報告させていただくということになっております。

ですので、今回は、前回小委員会の中でいただきましたご意見をどのようなところに反映したかということを中心にご説明させていただきます。また、あり方検討会自体は、昨年度で検討が終了しておりますので、本日いただきますご意見につきましては、進士座長とご相談の上、対応させていただくことを考えてございます。

では、資料5-1をごらんください。2枚ございますが、1枚目が考え方の概要になっ

ております。細かいところは説明を省略いたしますが、真ん中の黄色のところに書いてございますように、緑とオープンスペースの多機能性、防災とか環境とか観光、オープンスペースというのはいろいろな機能を持っていますので、それを都市の特性に応じて、もっと発揮していこうということをどんどん推進していく。

それをいかにやっていくべきかというのを、2枚目に、新たなステージに向けた重点的な戦略という形でまとめております。中間取りまとめから大きく変わっているのは2枚目のほうです。

1つ目が、緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進ということで、緑とオープンスペース、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力というのをどんどん最大限発揮していこう。それは、(1)のところに書いてございますように、緑とオープンスペースというのは、都市施設の中でも、多様な生物を育むとか、地球温暖化ですとか都市環境の改善といった、ほかの施設にはないような特有の機能を持っていますので、これを軸として集約型都市構造を進めることで、都市のリノベーションを推進していく、もっと都市の付加価値を高めていくといったことを、例えば緑の基本計画みたいなものに基づいてやっていくべきではないか。

また、それは行政だけではできませんので、(2)にあるように、民間と連携してやっていくべきではないか。

さらに、都市公園、都市の集約の中で、再配置とか機能の再編みたいなものもあわせて、必要に応じて進めていく必要があるのではないかとということで書いてございます。

「2.」が、より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニング・マネジメントの強化ということで、実際に都市公園は、もっと柔軟に使っていけば、もっと機能、効果を発揮できるということがございますので、具体的にどうやってそれを推進していくのかということで3つ掲げました。

1つ目が、公園の中だけを見ているのではなくて、都市経営という広い視点から公園をマネジメントしていく、こういったものをどんどん推進していこう。

2つ目が、さらに、こういう地域の特性ですとか、ニーズに応じてどんどん使っていこう。

3つ目が、それを行政だけでやるのではなくて、いろいろな主体、市民の方ですとか民間の活力、こういったものもどんどん使ってやっていこう。これらを推進していく必要があるのではないかとということで書いております。

さらに、「1.」、「2.」を行政、市民、民間事業者、いろいろな主体が一緒になって総合的に総力戦でやっていくためには、まず、(1)に書いてございますように、体制をちゃんと整備してつくっていくことが必要ではないか。また、(2)に書いてありますように、人を育てることが大事ではないか。また、(3)に書いてあるように、使いこなす前提として、ベーシックな維持管理、公園としてちゃんと守るべきものですとか、緑とオープンスペースとしてちゃんと発揮していく部分というのを、ちゃんと質を評価できるような、そういったものもあわせて整備していくべきではないかということでまとめております。

以上が最終取りまとめの概要でございまして、続きまして、資料5-2に基づきまして、前回の小委員会でもいただきましたご意見をどこに反映させていただいたかということをご説明させていただきます。

資料の10ページ目をおめくりください。ここは、緑とオープンスペースの現況をいろいろ書いている部分ですが、前回ご意見の中で、欧米では都市の再生の中心に、公園ですとかオープンスペースがあるというご意見をいただきましたので、(3)海外における緑とオープンスペースの価値の高まりという新たな項目を設けまして、アメリカの事例ですとかフランスの事例、欧米では、都市再生の中で、緑とオープンスペースを中心にやっていくということが主流になってきて、緑とオープンスペースの価値というのが高まっているということをご紹介させていただいております。

続きまして、13ページをおめくりください。都市間競争の中で、人材を呼び込んで生産性を高めるという観点から、緑とオープンスペースが持っている価値というのをちゃんと評価していく、主張していくということが重要であるということをお前回、ご意見をいただきました。ですので、都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、美しく風格ある都市を実現という形で、グローバルな都市間競争の中でも、生物多様性ですとか地球温暖化、こういったグローバルな企業とか人材から評価が高い都市をどんどんつくっていくために、やはり緑とオープンスペースは重要である。それによって都市の風格を形成していくといったことが重要ではないかということで、目指す都市像みたいなものの中に、こういった記述を追加しました。

また、14ページ、石川委員に事前にご説明させていただいた際に、地域住民と主体的に運営する緑とオープンスペース、もう既にかなりいろいろな取り組み、図にございますように、川崎市内では1,100団体が市域全体でいろいろ活動されている。こういったように今までも地域住民と一緒に、緑の創出ですとか管理といったものやっけてきている。

これをもっともっと引き上げていく、レベルを高めていく、こういった観点をちゃんと主張していったほうがいいよというご意見をいただきましたので、そういった記述を追加しております。

続きまして、20ページをおめくりください。こちらは、緑とオープンスペースの観点からの集約型都市構造化の方針の明確化ということで、緑とオープンスペースという狭いところだけではなくて、都市全体、都市計画ですとか市町村マスタープラン、立地適正化計画といったものと整合を図りながら、必要に応じてそちらにアクションを起こしながら、都市のリノベーションを推進していくということを丁寧に追記をしているところでございます。

また、28ページでございますが、前回、民と効果的な連携を進めるために、都市全体で緑とオープンスペースを考えるような組織ですとか、公園ごとに緑と公園の活用を考える組織みたいなものをイメージしてご説明した部分について、新たな組織の設置みたいなものは屋上屋にならないかということで、ならないように気をつけてほしいというようなご意見をいただきました。

それを踏まえまして、私どものイメージを、29ページの事例のところにも書いてございますように、利用者の方ですとか周辺の施設の方と一緒に、公園ごとに協議会をつくっていくようなイメージで推進していければということで記載を修正しております。

あと、真ん中あたりにある、「また」のところに書いてございますように、新たな組織の設置がかえって負担にならないように、既存のものを活用してやっていくということも追記させていただきました。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

本議題につきましては、11時35分ぐらいまでの審議とさせていただきます。大体10分ぐらいです。よろしく申し上げます。

どうぞ。

【A委員】 意見を反映していただいて、ありがとうございます。

先ほどM委員もおっしゃいましたように、生活の質とか、クオリティーとか、そういう意味では、ほんとうに大事な財産がここにあるということです。今回、やはり強調すべき

ことは、14ページにある川崎の表ですね。1,200ぐらい、市民団体があるんですね。こうして見ますと、何が今までと違ってきているかというのは、市民が育ってきている。いろいろな場で、切実に関わろうという人たちが、たくさん活動を行っています。これがこの10年間の非常に大きな違いです。

私がぜひお願いしたいのは、今までは、こういう公園があるからと、要するに空間的にデータベースをつくっていたんですが、そうじゃなくて、そこにかかわっている人を中心にデータベースをつくと、先ほどの、例えば伝統的な都市農業で、誰がいて、何が問題かと。つまり人を視点に、誰がそこを担って、都市ストックをリノベーションに貢献するかという視点で見直しますと、豊かな可能性がある分野であると思います。

この川崎の表のようなものを、横浜、東京とか、いろいろなところでつくることができると思います。都市のリノベーションというものを、人を視点に、ちょっと見方を変えるととてもおもしろいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。Q委員。

【Q委員】 ありがとうございます。全体をじっくり読んでいるわけではないので、もし勘違いしていたら恐縮なんですけど、私、幾つかの住宅地をプロデュースしてまして、そのときに、新規に公園をつくらせていただきます。そのときに、住民が管理することを前提に、これだけ魅力的な公園をつくりたいというと、なかなか地方自治体の方に許可をもらえない。それにものすごく時間がかかって、結局は、言うがままの公園をまだまだつくらなければいけないということがありますので、地方自治体の方が具体的にどうということをしてやればいいのかということが、ちょっとこの中に、部分的にかなり書き込まれているんですけども、まだ新規開発のときにもそういうトラブルがありますので、具体的なことがわかるように、ちょっと書き込んでいただけたらなと思います。

以上です。

【小委員長】 書き込むことができるかどうか、ちょっとわからないんですが、今後の検討ということですね。

では、J委員、お願いします。

【J委員】 公園につきましては、私も短い期間ですけれども、イギリスに住んでいたことがあって、イギリスとか見ていると、ほんとうに公園の利用の仕方というのが、市民の皆さん、うまいんですね。こちらがサービス提供する以前に、利用の仕方というか、

実は日本の場合、なれていないというか、公園があっても、あまりそこで寝っ転がったりしたりもせずに、だから、これはもちろん、こういうふうな形で供給サイドで整備するというのは大事ですが、同時に、啓蒙というか、公園というのはこういうふうにみんなで利用して、そこは非常に交流の場であって、長年、文化的なものを含めて育んできたんですよという、というような教育も必要かと思います。

もう1点なんですが、公園施策とセットなんですけれども、最近、地方都市にいて思うのは、川とセットにしていただけたらなと思うんですね、河川。特に徳島の再生ですとか、宮崎とか、幾つか僕は行っているんですけれども、地方都市に行きますと、公園と河川とが非常に一体化して、どういうふうにご利用していこうか。地方都市にとって当たり前になり過ぎて、あまり利用もされていないという状態ですので、湖とか河川といったものと一体化した公園の利用というのを何か考えられたらいいのではないかと。

特に河川については、小舟を浮かべるだけでも危ないとかいって、結構反対が多いんですけれども、わりと小舟を浮かべて遊覧するみたいなのも含めて、いろいろな形でそういう利用が進めば、市民の皆さんもどんどん使ってもらえるんじゃないかなと思います。

以上です。

【小委員長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【I委員】 前回、組織のことについて少し申し上げた後で、説明を受けたんですけれども、地元での協議のための組織を使って、例えば占用許可というような問題についても、柔軟に運用するようなことを工夫してみたいというお話もあって、これは重要な点だと思います。今日のペーパーでいいますと、30ページの一番上のところに、「都市公園の柔軟な管理運営の先進的な事例」ということがあって、おそらくこれからいろいろな地方公共団体が、報告書に書いてある理念は非常に素晴らしいので、それを具体化するときに参考となるよう、どのような形でやっていったらいいのかということについての情報発信をぜひ手厚くしていただければ、自治体の人にとっても有用ですし、私どももそれを見ながら、公物管理を超えたマネジメント型の運営というのは、どのようなところに制度設計の視点があるのかということを考える材料にもなるかと思います。そこを積極的にやっていただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【R委員】 私も、今までの皆さんと同じような意見で、今回は非常に重要な政策転換になると思いますし、抽象的な考え方としてはうまく表現されていると思います。今後、これをどうやって具体化していくのが重要だと思っています。

特に19ページ以降、具体的な戦略の方針が幾つか書かれていますが、コンパクトシティ化するに当たっても、緑とオープンスペースをどうやっていくかというのが一番重要な観点の一つとなります。そこはぜひ留意してほしいと思います。

特に税制と地価動向が緑に大きくかかわっていて、緑に指定した土地利用を、どの程度守り続け、また、どの程度変更していくか。これをうまく折り合いをつけていくことが重要で、実践の中で具体的な見本が出てくるように、ぜひ運営していただきたいと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして新たな時代の都市マネジメント小委員会を終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

次回の本小委員会の日程につきましては、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き都市計画部会を開催させていただきます。

これからの議事進行は部会長にお願いしたいと存じます。部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、部会のほうの議事に移りたいと思います。

まず、S先生、ご苦労さまでございました。

先ほど小委員会より報告とされました諮問事項「都市農業振興基本計画（案）について」につきまして、再度、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 都市計画課、井村でございます。

計画全体につきましては、先ほど冒頭でご説明を差し上げましたので、ここでの説明は、重複になりますので、割愛させていただきます。部会でのご審議をいただければと思っております。

【部会長】 先ほど説明がございまして、その後、皆さんから意見をいただいて、それを含めた形で、小委員長から報告をいただいたということでございます。ということで、これにつきまして、さらにということになりますけれども、ご意見やご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますね。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、小委員会から報告としていただきましたもの、すなわち「都市農業振興基本計画（案）について」についてを本都市計画部会の報告として了承し、当部会の議決したいと思いますと思いますが、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

【部会長】 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

「都市農業振興基本計画（案）について」の諮問につきましては、都市計画部会に審議が付託されております。本部会の議決をもって、都市計画・歴史的風土分科会として議決をしたということになります。その後は、都市計画・歴史的風土分科会長への報告及び社会資本整備審議会会長への報告を経て、後日、社会資本整備審議会会長名で国土交通大臣へ提出されることとなります。

このたびの報告案の取りまとめに当たりましては、委員の皆様方に非常にご熱心に審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

では、あとは事務局にお返しして、できましたら最後、石塚審議官より、一言ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 都市計画部会及び新たな時代の都市マネジメント小委員会の委員の皆様には、国土交通大臣からの諮問事項である「都市農業振興基本計画（案）について」をはじめ、精力的にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは最後に、石塚審議官から、委員の皆様方に一言ご挨拶をさせていただきます。

【石塚審議官】 本日は、委員の皆様方におかれましては、都市農業振興基本計画（案）に対するご審議をはじめといたしまして、さまざまなテーマにつきまして熱心にご議論を賜りまして、まことにありがとうございました。

先ほど部会長のほうから、都市農業振興基本計画（案）に対する答申のお話も頂戴いたしました。都市農業振興基本計画（案）につきましては、基本的な都市農地の位置づけを、宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換をする。そこは考え方として、

まず第一に明示をさせていただいた。ただ、今後それを具体的にどういう形で実現していくのか、それにつきましては、制度的な課題等々、まだ残ってきております。それらも含めまして、さらに議論を深めてまいりたいと思っております。

また、あわせて、今日は都市にまつわる強みの発信、そして、都市公園のあり方等々についてのご議論も頂戴いたしました。この都市マネジメント小委員会につきましては、また引き続きご議論を賜る予定で、現在、動いております。中でも、今日、強みの議論につきましては、多面的にご審議を頂戴いたしております。改めて、今日いただきました視点を踏まえまして、議論がさらに深まってまいりますように、私ども、一生懸命努力をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、今後とものご指導、ご鞭撻をお願いいたします。簡単でございますけれども、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はほんとうにありがとうございました。

【事務局】 それでは、これをもちまして、第17回都市計画部会及び第11回新たな時代の都市マネジメント小委員会合同会議を閉会いたします。

なお、本日の資料についてですが、机の上にそのまま置いていただければ、後日、こちらから送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

— 了 —